

トゥーリレイク隔離収容所からの再定住 — 帰米二世ディック・Y・カヤの場合 —

篠田 左多江

(平成3年9月30日受理)

Resettlement from the Tule Lake Segregation Center — A Case Study of Dick Yoshiharu Kaya —

Sataye SHINODA

(Received September 30, 1991)

はじめに

1942年2月、日本軍の真珠湾攻撃からわずか2カ月後、フランクリン・D・ローズヴェルト大統領は行政命令第9066号に署名した。これによって合衆国太平洋沿岸3州に設定された軍事地域内に住む約11万の日系人は、市民権の有無にかかわらず強制収容所へ送られた。強制立ち退きの目的は、日系人のサボタージュ、スパイ活動など合衆国の戦争遂行のための努力に敵対する行為を防止するため、さらには排日勢力の暴力から日系人を隔離し、擁護するためであるとされていた。緒戦では日本軍が勝利をおさめたが、戦局は次第に合衆国に有利に展開した。日系人による組織的な破壊工作などの危険はありえないという予測のもと、仮収容所から転住所への移動が完了していない1942年7月という早い時期に、WRA(戦時転住局)は合衆国市民である二世の再定住計画を検討し始めていた。日系人が危険分子でないと判明したというのがその理由のひとつである。しかし最大の理由は戦時に11万もの人びとの住居や食料を無料で保障する多大の出費を避けるためであった。このためWRAは強制収容所完了後6カ月も経たない時期に、収容者をいかにして社会へ復帰させるかに苦慮しなければならなかった。

再定住計画の開始と同時に翌1943年1月には、日系アメリカ人戦闘部隊編成計画が発表された。これら二つの計画を中心として、日系人の収容所からの解放がおこなわれたのである。WRAは2月に実施した忠誠審査を通じて収容者を合衆国に忠誠な者と不忠誠な者に分けて監理する政策をとった。9月には不忠誠者のもっとも多かったトゥーリレイク収容所が不忠誠者隔離収容所となつて教職教養科

た。他の9カ所の収容所から不忠誠者がここに集められ、収容者と監理者側の対立が暴動に発展し、陸軍の監理下におかれた時期もあった。ここで帰国を申請し、市民権を放棄した者と強制送還者合計4,724名⁽¹⁾が日本へ向った。しかし終戦と同時に人びとの気持ちにも変化が起こり、市民権放棄者の多くは帰国申請を撤回して、戦後も合衆国にとどまった。その数は放棄者の約半数の2,522名⁽²⁾にのぼった。その後、放棄者はサンフランシスコの弁護士ウエイン・コリンズ(Wayne Collins)の努力によって、長い年月を費やして市民権を回復した。日本で回復した二世も含めると、全放棄者のうち86パーセント⁽³⁾が市民権を回復する結果となった。

一方、合衆国に忠誠な二世は、強制収容所からの志願兵という矛盾に苦しみつつも合衆国軍に参加して、第442連隊戦闘部隊および陸軍情報兵としてヨーロッパおよびアジア戦線で戦ったほか、早い時期に東部の大学へ入学する、WRAの斡旋で中西部以東に就職するといった手段で社会へ復帰していった。これらの人びとは、日系人が合衆国に忠誠、かつ善良な市民であることをすべての人びとに理解させ、戦後の日系人の社会的地位の向上に大いに貢献した。これらの個人の記録は、ヨーロッパ戦線で片腕を失って帰還し、のちに連邦議会の上院議員となった二世ダニエル・イノウエの自伝⁽⁴⁾、情報兵としてビルマ戦線で戦った帰米二世カール・ヨネグの日記⁽⁵⁾をはじめ枚挙にいとまがない。また、市民権を放棄して日本へ行った人の数少ない記録のなかに帰米二世田村秀一の『檻の中の日米戦争』⁽⁶⁾がある。彼はあくまでも初志を貫き、市民権を回復せずに日本人として生きた。

では、不忠誠者となってトゥーリレイク隔離収容所に送られ、市民権を放棄しながらも最終的にはアメリカに

留まった人びとは、再定住期をどのように過したのだろうか。前述のように市民権放棄者の86パーセントが、ふたたびアメリカ市民となっているのである。彼らは日本へ行かず、結局はアメリカの経済的豊かさに惹かれて留まった「節操のない」者として日系社会から白眼視されてきた。これらの人びとには「ノーノーボーイ」⁽⁷⁾という烙印が押された。10年前、アメリカで筆者がこれらの人びとにインタビューを試みると、大部分の人は口を閉ざして語らなかった。

1976年、フォード大統領が行政命令第9066号を正式に廃棄し、1990年から強制収容経験者に対して2万ドルの補償金が支払われるにいたっても、合衆国に不忠誠だった者にも平等に支払われるのは不当であるという忠誠者側、とくに軍隊に志願して身をもって忠誠を示した人びとからの暗黙の非難があった。戦争から46年を経た現在でも強制収容は、日系人の心に大きな傷跡を残している。本稿で扱うのは、もっとも記録の少ない人びと、すなわち市民権を放棄しながら合衆国にとどまった一帰米二世の再定住期の記録である。ディック・ヨシハル・カヤがどのようにしてアメリカ社会へ戻って行ったかを再現することにより、日系人の再定住期の不明の部分を明らかにしたい。

1. ディック・Y・カヤの戦前の生活

ディック・ヨシハル・カヤは1918年、カリフォルニア州リッチグロヴ(Richgrove)に生れた。父は砂糖プランテーション労働者としてハワイへ渡り、のちに合衆国本土へ転航して、カリフォルニア州で農園労働に従事していた。母は当時の多くの女性たちと同様に1915年頃「写真花嫁」として嫁いで来た。1917年に長男が誕生、その後次つぎに4人の男子が生れた。二男ヨシハルが満4才のとき、両親は息子たちを連れて帰国した。5才をかしらに4人の幼児がいて、夫婦共働きは不可能というのが帰国の理由であったと推測される。父の出身地は広島県佐伯郡の海沿いの村で、一家はここで暮らすことになる。このあたりの人びとは半農半漁で生計をたてており、ヨシハルの家も農業のかたわら蛸壺を使った漁業もおこなっていた。長男であった父は、一家が満足に暮らせるほどの金をアメリカから持帰ることができなかったであろう。1年後にはふたたび妻子をおいて、アメリカへ出稼ぎに行った。しかしアメリカはすでに不況におちいっており、2度も渡米と帰国を繰り返したが、予定

した金を得ることはできなかった。錦衣帰郷を夢みて出稼ぎに行ったすべての人が成功して帰ったわけではない。むしろ失敗して、渡航費用の借金さえ返せなかった例も多い。ヨシハルの父も夢破れたひとりであった。

ヨシハルは村の小学校高等科を卒業すると、1カ月10円の給料で大阪のパン屋へ奉公に行き、給料の半額の5円を家に送った。彼はできるだけ多くの金を得て家計を助けたいと考え、18才になるとすでに帰米していた兄⁽⁸⁾のあとに続いてアメリカへ渡った。彼が帰米の決心をしたのは徴兵忌避と経済的理由であった。彼は抬頭しつつあった軍国主義に反発を感じていたのではなく、もし自分が徴兵されれば家計を助ける者がいなくなるという恐れから徴兵を忌避しようと考えた。したがって帰米の動機はいずれも経済的理由といえよう。

二・二・六事件が起きて世の中が騒然となりはじめた1936年の秋、兄から旅費とさらに親戚から借りた100円を持って、ヨシハルは神戸から浅間丸で渡米、感謝祭の日ロサンジェルスに住む兄と再会した。14年間を日本で過したヨシハルは、英語をほとんど話すことができなかった。彼は英語力を身につけアメリカの生活様式に慣れるために、兄の勧めに従ってパサデナ(Pasadena)の白人家庭にスクールボーイとして住込んだ。食事も部屋も与えられるため給料は安かった。しかし彼は年末になると郷里へ10ドルを送金した。これは日本円に変えると51円99銭になり、パン屋に勤務していたときの送金の10倍の金額であった。

ヨシハルが帰米したおもな理由は、日本にいる両親とその家族の生活を支えるためであった。彼は英語の学習を諦めて「ランケ担ぎ」⁽⁹⁾と呼ばれる季節労働者となった。英語ができなければアメリカでの成功は望めないが、両親も息子が勉強することではなく、むしろ1日も早く少しでも多く送金することを望んだのである。彼の賃金は時給25セント、1937年の一般のアメリカ人農園労働者の時給27.5セントには及ばなかったが、スクールボーイ時代よりもはるかに多くの金を家へ送ることができた。日本国内では多額の軍事費をまかなうため、増税につぐ増税で物価は高騰し、国民の生活は圧迫されていた。彼の父はすでに60才なかば、合せて9人の子供がおり、末の弟はまだ幼児であった。魚の値段が下がり、蛸壺漁からの所得はわずかで、早魃による不作が続いて米も自給できない有様で、家族は貧窮のどん底にあった。経済的負担はアメリカにいる兄弟の肩にかかる結果となった。

1937年7月、蘆溝橋事件をきっかけとして日中戦争が始まった。彼の故郷の村からも60名の若者が出征したが、彼は外地にいるため村役場に徴兵猶予願いを提出して兵役を免除された。両親からは毎月、家の窮状を訴えて送金を依頼する手紙が届いた。20銭の切手代さえも節約し、1通の手紙を兄とともに回覧するようにと指示された。

あなたもびんぼを人の生れをさぞかしなげくであると思ひます。どをぞゆるして下さい。何程苦しくても 早親は金もうけが出来ぬ身であるからどをぞあきらめて辛棒して安心させてあげて下さい。あなたのおかげで今頃は食ふには食ふて行かれますが何分物價が高いのにこまりますよ（原文のまま）

1939年4月5日付の母からの手紙の1節である。手紙にはつねに「辛抱」という言葉があった。帰米した息子が「辛抱して成功する」ことが美德であり、親の期待するところであった。その前年にヨシハルが家へ送った金はほぼ600円であった。この年の広島県送山の移民ひとり当たりの平均送金額は492円⁽¹⁰⁾であったから、ヨシハルは平均をはるかに越える金額を送っていたことになる。この頃の日米両国の経済格差は大きく、日本での日給がアメリカでの時給に等しかった。1940年になると1年間の送金額は1,000円を越えていた。当時は30ドルを送ると126円32銭になったが、日本国内での物価の上昇は続き、3年前と比較すると約43パーセントもの値上がりであった。

両親からさらに多額の送金を依頼する手紙を受取ったヨシハルは農園労働者を辞めて、パサデナで庭師⁽¹¹⁾になった。庭師は日本人移民が古くから就いていた職業で、おもに白人家庭の庭園の掃除、草木の手入れなどをおこなうものである。庭師は日本人にもっとも適し、高収入の得られる有利な職業のひとつであった。白人の庭師は賃金の高い国防産業へと転職していたため、庭師は不足していた。庭師になると農園労働者の給料の2倍を得ることができた。勤勉に働いた結果、彼の月収は150ドルになった。しかし、1941年8月の251円91銭の送金を最後として12月7日の真珠湾攻撃の日を迎えたのである。

2. 強制収容所へ

開戦の報を聞いた彼は、帰米してアメリカを選択したからには、当然アメリカのために戦おうと兄とともに従軍の決意をかためた。しかし、1940年、41年に彼らに送付された徴兵カードは4-C、すなわち合衆国兵士には不適格な「敵国外人」扱いであった。その上、市民である二世まで立ち退かねばならないと知ったとき、ヨシハルはアメリカに失望し、失望は怒りへと変っていった。彼は1942年5月末にパサデナを発ってトゥラレ仮収容所（Tulare Assembly Center）へ送られ、8月になるとさらにアリゾナ州ヒラリヴァー転住所（Gila River Relocation Center）へ移された。財産もなく、独身のヨシハルは身軽であったこと、農園労働に従事していたなどの理由から収容所の貧弱な設備もさほど苦にならなかった。彼は「比良男女青年会」の活動に参加し、日本語の書籍を集めて図書館を開き、厳しい労働からむしろ解放されて、読書に明け暮れる生活を送った。

1942年10月、ミネアポリスで最初の再定住委員会が開かれた。この時期には仮収容所から転住所への移動はまだ完了していなかった。WR Aは日系人を収容すると同時に、再定住計画に着手したのである。しかし、日系人が社会に受け入れられ、自身もコミュニティに順応するためにはWR Aの援助が必要であった。そこでWR AはYMCA、YWCA、その他全米の教会組織に協力を求めた。再定住にあたり、WR Aは第1に人種偏見を避けるため、第2に日本人町を形成して日系人社会のみに依存する生活形態をなくすために、中西部以東の諸州への再定住を奨励した。解放にあたって、その人物が合衆国に忠誠であることを証明しなければならない。WR Aがその証明の方法を模索しているとき、陸軍省は二世に対し選抜徴兵制度を適用すべく忠誠審査のための質問表を配布し、各々の忠誠心を確認することを決定した。WR Aはこれを利用して、収容所から再定住させるべき合衆国に忠誠な者を選び出そうとした。本来の目的は変えられてこの質問表は「仮出所許可申請書」となった。

このいわゆる「忠誠審査」が実施されると、その質問が多く矛盾を含んでいたため、日系人は混乱に陥った。本来の目的は徴兵のためであったにもかかわらず、WR Aはそれを17才以上の一世代、二世に適用するという誤りを犯した。質問のなかで特に問題になった問27は合衆国の軍隊にはいり実戦の任務につくかを尋ね、問28は合衆

国の法律に従い、戦争遂行のための努力を妨げないか否かを尋ねていた。年とった一世や女子は従軍するつもりなどなく、合衆国自らが憲法を無視して二世までも拘束するという誤りを犯しているのに、28のような質問をする資格はないと考える人もいた。しかし、矛盾した質問ではあってもアメリカへ忠誠を誓えば将来の日系人の立場がよくなるであろうと期待したり、早く収容所を出たい一心でイエスと答えた人などさまざまであった。

ヨシハルは二つの質問にノーと答えた。合衆国が二世の人権を蹂躪さえしなければ、彼は合衆国軍兵士となって戦うつもりであった。しかしこのときに至っては自分を拒否したアメリカに忠誠を尽くす気持にはなれなかった。合衆国に不忠誠な者がもっとも多かったトゥーリレイク収容所が不忠誠者の隔離収容所と定められて、日本への送還を希望した一世および二世、忠誠審査を拒否または否定の答えをした者、法務省管轄の抑留所から仮釈放された一世、なんらかの理由で収容所からの出所許可を得られなかった者が送られてきた。ヒラリヴァー収容所の新聞 *Gila News Courier* には、中西部および東部諸州での就職案内など再定住のための記事が掲載され、人びとは少しづつ外部へ出ていった。これらの人びとは対照的に1943年10月、ヨシハルはじめ不忠誠となった者はトゥーリレイク隔離収容所 (Tule Lake Segregation Center) へ移された。

3. 市民権放棄

ヨシハルはここでもまたヒラ時代の仲間とともに「鶴嶺湖男女青年団」を組織し、そのなかに日本書籍の図書館を作った。青年団の団員はおもに帰米二世であったが、極端な親日派とは一線を画した穏健派であった。1944年7月、ローズヴェルト大統領は市民権放棄を許可する公法第405号に署名した。この法の成立により、合衆国市民もこれまでと異なり国内において市民権を放棄することが可能となった。これは面倒をおこす親日派系人をまとめて日本へ送還しようという政策にはかならない。これによって日本への傾斜を強くした一部の収容者は、帰米二世による「報国青年団」、一世による「即時帰国奉仕団」などの極端な親日派集団を形成してさまざまな活動を行い、監理者側と対立した。彼らを指導というよりむしろ煽動していたのは、一世の開教使たちであった。彼らは、合衆国市民権を捨てて日本人として生きよと二世たちを説得した。

12月になると法務省の市民権離脱聴問委員会が出張して、放棄に関するヒヤリングを開始した。その姿から「坊主組」または「スタッ組」と呼ばれていた親日派の人びとはにわかに勢づいて早朝からラッパを吹き鳴らし軍隊のような駆足の行進をおこなった。WRAの再三の禁止命令にもかかわらず、彼らは日本国旗掲揚、皇居遥拝などの行動により日本精神を鼓舞した。人びとは持込みを禁止されていた短波放送受信機でひそかに日本軍の大本営発表を聞き、一喜一憂していた。1945年、米軍はルソン島に上陸、日本軍は壊滅したが、人びとはアメリカの放送よりも大本営発表を信じたい気持であった。

ヨシハルはこの年の1月16日に市民権を放棄した。ヒヤリングは通訳付でわずか5分ほどで終わった。彼はすでにヒラリヴァー収容所で、日本への帰国申請をおこなっていた。日本へ行ってからの生活設計など何もなかったが、合衆国に裏切られ収容されたという気持ちがつねに心にわだかまっていた。所内では魔女狩りのように放棄しない者を探し出して圧力をかけるといったこともめづらしくなかった。市民権放棄が積極的に奨励されていた。このような状況のもとで、深く考えず周囲の雰囲気にならされて放棄した者も多かった。通訳を担当した白井昇によれば、市民権を放棄した者はおよそ3種のタイプに分類することができる⁽¹²⁾。(1)開戦間際に帰米した二世で、アメリカの生活に馴染めず、日本へ帰りたいと思っている者 (2)自分自身の意見をはっきりと主張しないタイプの二世で、親あるいは周囲の者の圧力で何となく放棄した者 (3)再定住も従軍も拒否して戦争が終わるまでトゥーリレイクに滞在したいと考えている者。(1)のタイプは自分がアメリカ人であるという自覚が希薄であり、積極的に日本を支持していた人びとである。(3)のタイプがもっとも多く、ヨシハルの場合も(3)に該当する。彼は外部へ出て排斥に遭うよりも、むしろ収容所において戦争が終わるのを待つことを希望していた。

6月、ヨシハルはヒラ収容所時代からの仲間のひとりと結婚した。この頃になるとジェローム収容所はすでに閉鎖されており、多くの収容者が再定住をはたしていた。陸軍省は前年の12月から太平洋沿岸への帰還を許可していた。いったん東部へ行った後、カリフォルニアの元の居住地へ帰って行く者も出始めた。市民権を放棄した親日派は即時帰国を叫びますます活発に活動し、これに対するWRAの取り締まりは激しさを増して、多くの者が逮捕され抑留所へ送られた。

4. 強制収容所からの解放

8月、広島、長崎への原爆投下のニュースに人びとは動揺していた。そしてついに8月14日、夕方4時にサイレンが鳴り響き、人びとは日本の降伏を知った。日本敗戦の事実を認めず、勝利した日本軍が迎えにくる、市民権放棄者には日本から報償金が出るといったデマもとんだが、それもいつの間にか消えてしまった。合衆国市民でありながらその権利を否定された人びとは、その反動として日本への思いをつのらせ、その幻影のなかに逃げこんでいたのである。人びとはたしかに落胆したが、多くの人びとは現実的であった。

1週間もすると日本への帰国申請を取消したり、市民権の回復を求める者も出はじめた。彼らは壊滅的打撃を受けた日本へ行って生活する自信がなかった。ヨシハルは広島の家族の状況を考えて、さいわい原爆の直接の被害はなかったが、戦前の貧しい生活をふりかえると、そこへ行って両親の経済的負担を増やすだけであると思われた。戦前、家族はヨシハルの送金で細々と生活を維持していたのである。彼は目的もなく帰国申請をしたが、そのままアメリカに留まって働き、金の余裕ができたとき、日本行きを検討しようと決心した。このときも彼は経済的理由によって方向を選択したのである。彼のような立場の者の多くはアメリカへ留まることに決めていた。日本の敗戦が人びとの気持ちを大きく変えたのである。

9月になると出所許可を得て、外部へ出る人が多くなった。市民権を放棄した者と日本へ送還される者のみが所内に残された。穏健派の「鶴嶺湖男女青年団」の団員であった帰米二世たちも全員が市民権を放棄したわけではなかった。過激派の圧力をうまく逃れて放棄しなかった者もいた。それらの人びとが毎日のように収容所を去って行った。WRAはこれらの人びとの再定住計画に助力し、就職先などの斡旋をおこなった。市民権を放棄した者は不安にかられた。10月末には指紋と写真を添えて外国人登録をしなければならなかった。彼らはこのときはじめて市民権を持たないことの不利を実感した。ヨシハルは帰国申請を取消したが、市民権を回復できなければ、外国人として収容所に残らねばならない。トゥーリレイク収容所は翌年2月1日に閉鎖と発表されていたため、それ以後は抑留所への移送が予想された。

WRAはトゥーリレイクに残っている市民権放棄者を日本へ送還する者、クリスタルシティ抑留所へ移送する

者、再定住させる者の3者に分類して監理する方針であった。1946年1月7日、ヨシハルは市民権放棄者へのヒヤリングに呼び出された。放棄の理由、現在は合衆国に忠誠か否かなど通訳を介して約1時間のヒヤリングであった。1月28日、WRAは市民権を放棄した者でも合衆国への忠誠が立証された場合は再定住を援助するとの通達を出した。2月にはヨシハルと同様の市民権放棄者のうち64名に出所許可が出た。一方、2月12日には抑留所へ送られる人のリストが発表され、ヨシハルもこのなかに含まれていた。彼はクリスタルシティへ送られることになった。妻にはすでに出所許可がおりていたため、司法省の現地事務所へ抑留所への同行申請書を提出しなければならなかった。抑留所へ送られた者はすべて日本へ送還されるといううわさも流れて、不安のあまり1度取消した日本への送還申請を復活する者さえ出た。

対照的に兄は帰国申請に署名して、送還の日を待っていた。弟の説得にも決心を変えず、日本人として生きることを選択した。2月19日、彼は妻と生れたばかりの娘を連れて、他の500人とともに日本へ向った。兄弟は別々の道を歩むこととなり、加屋の家ではヨシハルただひとりアメリカに留まった。兄一家が去ったあとは、ただクリスタルシティへの移動の日を待つのみとなった。3月1日、WRAから発行されていた *Newell Star* 紙も廃刊となった。残された人びとは2,500名、さらに出所許可が出て10日後には1,300名となった。ヨシハルの親しい友人はほとんど残っていなかった。彼は出所許可が出たときのことを考えて、ユタ州の信頼できる友に手紙を書き、助力を頼んだ。彼にはWRAの再定住への援助も無関係であった。ユタ州を選んだのも友人の情報から判断した結果である。3月12日、マイヤー長官から電報が届き、収容所の閉鎖は20日との通達があった。

収容所閉鎖の日がクリスタルシティ送りの日となった。持って出る荷物は200ポンドに制限された。他に家財道具を梱包したもの17個は、すでに再定住した友人宛てに送る手配を済ませていた。ナイフなどは凶器と見なされ、身につけることは禁じられた。いよいよ出発というときになって突然、120名に出所許可が出た。ヨシハルの名もそのなかにあった。急な変更茫然とする間もなく、彼はWRA事務所へ走っていき、必要な手続を済ませると、以前から連絡をとってあったユタ州の友人宅へ電報を打った。出発にあたってWRAから目的地までの汽車の切符と25ドルが支給された。ヨシハル夫妻は閉鎖間際

の午後4時10分に収容所を出た。この日にクリスタルシティへ移送されたのは、500名であった。

5. ユタ州へ

ヨシハルは3日後にユタ州ミッドヴェイル(Midveil)の友人宅へ到着した。身重の妻にとっては苦しい旅であったにちがいない。友人の一家は任意立ち退き⁽¹³⁾でユタ州に移住して炭坑で働いていたため、すでに生活の基盤が整っていた。一家が住んでいるのは、人家の少ない淋しいところであった。ヨシハルは妻の出産を控えていることもあり、ソートレイクシティへ行って仕事を探すことにした。この町のMain StreetとSouth 3rd West, およびWest South Templeと2nd Southには古くから日本人町があって、医師もいれば宿屋もあった。戦前の1940年にはユタ州全体で2,210人の日本人が居住していた。西海岸地方の立ち退きが決定すると、カリフォルニアから東部へ向う任意立ち退き者がまずやってくるのがユタ州であった。そのなかにはソートレイクシティあるいはオグデンの農園に到着者があり、ユタ州の日系人人口は最大で10,000人に達した時期もあった。収容所からやってきた日系人の主な仕事は、男子がホテルの料理人、給仕、客室係、守衛、皿洗い、鉄道保線区の工手、鉱夫、鉱山の雑役夫、トラックの運転手、機械工など、女子は、秘書、速記者、縫製労働者、美容師などであった。

ユタ州はWRAの奨励する再定住地のひとつであり、現地事務所が設置されて、帰還者の相談にのっていた。しかしヨシハルのような市民権を放棄した者はWRAの現地事務所に行って就職を斡旋してもらおうとは考えなかった。彼らはWRAの手を借りずに自力で問題を解決した。暗黙のうちに日系人の相互援助ネットワークが作られており、ヨシハルもその情報網に頼った。仕事はすぐに見つかった。彼の仕事場は町では一流のホテル・ユタであった。食堂の洗い場には収容所から出たばかりの多くの日系人が働いていた。彼らの多くは婦米二世で、英語もあまり上手でなく特別な技能も持っていなかった。しかし正直で勤勉であったので信頼されていた。彼らから紹介してもらえば、その日のうちに採用が決った。日系人はまず洗い場で働き、その後より良い仕事を見つけ移って行った。そして空いた仕事を新着の日系人が引継ぐという具合であった。勤務は2交代で1日8時間働き、月給は食事付で125ドルから130ドル程度であった。

ユタへ着いたときのヨシハルの所持金はわずか160ドルであったから、仕事を選んでいる暇はない。彼は応募した日から働きはじめた。ちょうどこの時期に詠まれた一世の川柳に次のような句がある。

還暦でまた出直した皿洗い(今村仁逸)⁽¹⁴⁾

日系人は、一世が渡米してすぐに肉体労働者となったかつての時代に戻ってしまった。まったくのゼロからの出発であった。

ヨシハルはとりあえず日系人の経営するホテルに滞在した。宿泊費は1週間で8ドルであった。米はまとめ買いをすると1俵10ドル75セント⁽¹⁵⁾、その他の食料品が毎日1ドル50セントほど必要であったので、月給は夫婦ふたりが暮らしていける最小限の金額であった。町の食料品店ではパンやバターが品薄のこともあったが、日本人町では刺身も買うことができ、戦後とはいえひどい食料難を経験することはなかった。彼は妻の出産費用約150ドルを捻出するためにできるだけ節約した。仕事に慣れると、朝食を食わずに職場へ行き、そこで食事をして午後1時から仕事にとりかかった。夕食はもちろん職場で食べるので2食を職場でとって食費を節約した。ここで出される食事は客に出すシチュウやスープなどのあまりものであった。コック長はドイツ系のアメリカ人で、再定住した日系人に同情して親切にしてくれたので、2度の食事をしてもとがめられることはなかった。

妻は4月21日のイースターに女兒を死産した。収容所を出て以来の厳しい生活が原因で、身体が衰弱していたにちがいない。出産を楽しみにしていた夫妻にとって、長女の死は大きな痛手であった。妻の悲しみを和らげ、気分を変えるために彼はホテルを引払い、アパートへ引っ越した。戦後は住宅難でアパートを見つけるのも容易ではなかったが、日系人はこの点でも相互扶助で空き部屋の情報交換をおこなっていた。部屋代は1カ月20ドルであった。5月には出所以来初めて55ドルを預金することができた。健康を取り戻した妻は、ホテル・ユタの客室係として日給4ドルで働くことになった。

1946年6月30日、WRAは解散した。1942年3月に大統領令によって設置されて以来4年が過ぎていた。WRAの解散は日系人の再定住の終わりを意味したが、日系人の大部分は元通りの生活再建には程遠く、まだその途上で苦闘していたのである。ヨシハルは洗い場の仕事か

ら1日も早く抜け出し、戦前のように庭師の仕事を再開したいと考えていた。まず、ホテルの仕事の合間を利用して1時間1ドルで働きはじめた。すでに庭師に復帰していた人が半端仕事を分けてくれた。道具も自動車も持っていないヨシハルは顧客の家までバスで行き、すべて手仕事でおこなった。朝7時に起床、昼近くまで庭師として働き、午後2時から10時までホテルで働いた。身体が丈夫であったばかりでなく生活を再建したいという意欲があったからこそ、彼はこのような厳しい労働にも耐えることができたのであろう。この頃、日系人はいずれも同様の生活を送っていた。

7月になると物価統制が撤廃され、物価の高騰が懸念されて、州によっては家賃が4倍になった所もあったが、食料事情の悪化はなかった。ヨシハルは、すでにロサンジェルス近郊に再定住して花卉農園で働いていた友人からの勧めに従って、カリフォルニアへ帰る決心をかためた。彼の周囲のんびとのなかにもカリフォルニアへ戻って行く人は増えていた。ソートレイクシティに最大で3,500人いた日系人は次第に去って行き、1947年には1,000人台となり、戦前の状態に戻っていた。

6. カリフォルニア州へ

1946年7月15日、夫妻はロサンジェルスのユニオン駅に到着した。この日、ワシントンではトルーマン大統領による日系人部隊への閲兵式がおこなわれて日系兵士の武勇が讃えられ、多くの勲章が授与されていた。これに反してヨシハルはひっそりと戻っていった。

彼が職を得たのは、サンファンンド(San Fanando)の花卉農園である。戦前、ロサンジェルスとその近郊には160の農園があり、南加花商組合をつくっていた。日系人の事業としてもっとも繁栄していたもののひとつであった。西海岸への帰還が許可されると、さっそく委託してあった営業権を回復して、排日と闘いながら事業を再開していた。戦後は日系人が独占するのではなく、他の人種も交えての再開であった。彼の住込んだ農園には主人の他にもう1組の夫婦と2人の独身男子が働いていた。給料は6カ月で350ドル、住居、食費は無料という条件だったが、夫婦共働きの重労働であった。その上、生活様式もきわめて原始的で、風呂はいわゆる「五衛門風呂」を用いており、薪を燃して沸かねばならなかった。この頃になると排日の暴力事件は起こらなかったが、別の形での差別があった。彼は白人の理髪店でいくら待っ

ても番が来なかったこと、レストランで注文をとりに来なかったことなどを経験した。ユタ州に比べるとカリフォルニア州にはいつまでも排日の雰囲気が残っていた。

1947年2月、彼は農園を去ってロサンジェルスへ移った。カリフォルニア州ではユタ州と比較して住宅難は深刻であった。しかし、彼は『羅府新報』紙で部屋を探ることができた。家賃は月額32ドルで台所は共同使用であったから、ソートレイクシティのアパートと比べるとかなり高かった。ロサンジェルス周辺ではトレーラーキャンプで生活している人びともいたほどであるので、部屋が見つければよしとしなければならなかった。

日系人がロサンジェルスに帰還してすでに1年半が過ぎていた。リトルトウキョウでの調査によれば、1946年2月、East First StreetとThird Streetの角を通行するアフリカ系アメリカ人と日系人の比率は6対4であった。立ち退きの期間中、リトルトウキョウは黒人街になっていた。その後、多くの日系人が戻って、この年の同じ場所での調査は、100人のうち日系73人、アフリカ系22人、白人3人、メキシコ系2人という結果で、リトルトウキョウは以前のような日本人町に戻りつつあった。戦前のロサンジェルス郡の日系人人口は3万7,000人であったが、WRAの調査によればこの年までにはすでに2万8,000人が帰還していた。

彼はさっそく、戦前に兄とともに庭師をしていた人を訪ね、仕事を紹介してほしいと頼んだ。戦前にはロサンジェルス周辺に2,000名の庭師がいたが、帰還した日系人がこぞって就労したため、1946年にはすでにその数は3,000名に達していた。世の中は次第に落ち着きを取り戻しており、技術が良いと評判の庭師には応じきれないほどの仕事があった。兄の友人も多くの顧客を持っていた。顧客が1地区にまとまっていれば、移動の時間を節約することができて能率が上がる。兄の友人は、ルートからはずれた半端な客を譲ってくれた。後を引受けたヨシハルが良い評判をとると、それが近隣に口伝えで広がり、客が増えていった。彼は仕事用に500ドルで古い34年型フォードを購入し、グレンデル市を中心とした地域で働いた。庭師の給料は時給1ドル50セント、月ぎめで1軒あたり15ドルから18ドル程度で、月収は約250ドルであった。ホテルの給料の倍額である。日系人は清潔を好み、美的感覚にすぐれ、手先が器用であったため庭師には最適であった。しかも顧客との関係の他は人間関係にわずらわされることもなく、勤勉に働くほど収入が増え

3月末には41年型フォードを1,400ドルで購入し、6月には電話をひくことができた。そして8月、待望の娘が生まれてヨシハル夫妻の生活再建は順調に進んでいた。彼は健康であったため、日曜日も休まず、1日平均5、6軒の顧客をまわった。年末に銀行預金は717ドルになった。ゼロから出発して以来2年が過ぎようとしていた。1948年の彼の平均月収は480ドルであった⁽¹⁶⁾。

7. 日本への援助

1945年11月、サンフランシスコにおいて数名の日系人有志が集り、敗戦で未曾有の痛手を被った日本国民へ救済の手をさしのべようという運動が始まった。当時、日系人は西海岸地方に帰還してわずか1年余り、サンフランシスコの日本人町もまだ黒人街となっていた。しかし、貧しい状態ではあっても餓死寸前の日本人とは比較にならないほど豊かであった。彼らは強制収容という苦難に遭ったが、それでも食料がないという苦しみは経験していなかった。これまで日本人会で活動してきた浅野七之助はじめ、北加基督教連盟の牧師や仏教の開教使が中心となって、1946年1月6日「日本難民救済会」が発足した。この会は合衆国政府の難民救済法の成立に先だって組織された。これは非常に迅速かつ適切な対応であった。その趣意書のなかに、物質不足の日本から収容所へ送られた醤油、味噌、書籍などの慰問品に感謝し、その温情を思いおこして、まだあまり裕福ではない生活のなかから「自らの持てるものを日本難民に分ち与える気持ちならざるを得ない」と書かれている。

日系人はさっそく、募金と同時に衣類など生活必需品を集めはじめた。これより遅れて1946年5月7日、敵国難民救済法が成立し、合衆国から日本への援助が開始された。日系人は自らの貧しい暮らしを割いて敗戦によって窮乏している日本を援助するために本格的に活動を開始し、運動は全米の日系人に広がっていった。日系人の居住するおもな都市には日本難民救済会の支部が作られた。日系人独自の救済会とは別に政府レベルでもアジア救済連盟(ララ)が発足した。これにはクェイカー教徒の団体である American Friends Service などのキリスト教関係の団体が参加しており、活発に活動して日本難民救済会の集めた物資の運搬を無料で引受けるなどの援助を申し出た。このように多くの団体の協力を得て、日系人の集めた物資はララの輸送船に託して日本へ送られることとなり、1946年10月28日に第1回の輸送船が出

発した。このとき30,713ドル分の食料品が送られた。1947年末までに送られた救済品の金額は13万ドルに達した。このような迅速な対応ができたのは、日系人が故国日本との心情的な繋がりを持ち続けていたからであった。

9月10日、日本と世界各国の通信を許可するとの通達が総司令部渉外局民間通信部より出された。通信は葉書に限られ、内容も個人の消息と家庭の事情のみ、用語は日本語、英国、中国語、朝鮮語、スペイン語、ロシア語という規制があった。また小包も許可され、食料、医薬品に限って11ポンドまで送ることができた。たばこ、酒、キャンディなどは贅沢品として認められなかったが、石鹼は生活必需品と考えられた。これによって、日系人は個人的にも日本の親戚、知人などに援助を開始したのである。

ヨシハルも小包が送れるようになると真っ先に両親に砂糖、コーヒー、タオルなどを送った。いずれも戦後の日本では買えないものばかりである。ロサンゼルスには太平洋メールオーダー社があって、申込みとすべての手続きを代行してくれた。最後の送金からすでに5年が過ぎていた。しかし、折角のヨシハルの厚意も父を喜ばせることはできなかった。彼の送ったコーヒーを飲むことなく、1946年12月に父は他界していた。人1倍親思いで、戦前から実家を援助し続けていたヨシハルであったが、コーヒーに託した自分の気持が父に伝わらなかったことが残念でたまらなかった。日本語新聞の歌壇には、日本へ送った小包への感慨をこめた歌が頻りに掲載されるようになった。

送りたるギフトパーセルは

先ず父のみ霊に供えしと兄よりの文
(岸田笙州)⁽¹⁷⁾

1947年に全米から日本へ宛てた小包の総数は8万個にも達していた。ヨシハルは戦前の送金に代えて、今度は食料、靴から鉛筆にいたるまで送り続けた。兄と義弟が結核にかかったと聞いたときは、高価なペニシリンを送った。これまでと同様に彼の定期便が始まった。彼は自分のために使う金は儉約していたが、実家への贈物には惜しげもなく大金を費やした。父は死に、長男は家を出て行き、母は弟たちと暮らしていた。弟のうち2人は日本軍兵士として戦場から帰還していた。ヨシハルは強制立ち退きにあったが、従軍することもなく、日本に比べ

ればはるかに豊かに暮らすことができた。それゆえ母と弟たちを励ますのが、アメリカへひとり残った自分の義務であると彼は信じていた。

8. 市民権回復への道

市民権を放棄した日系人は、まだ収容所に滞在していた1945年11月に訴訟による市民権回復を図り、集団訴訟をめざしてTule Lake Defense Committeeを組織した。ヨシハルも友人の勧めにしたがって、翌年の2月19日にこの会に加わった。受け付け番号は2271番、入会には30ドルが必要であった。このときから長期にわたる彼の市民権回復のための闘いが始まった。

この集団訴訟に多大の貢献をしたのは、サンフランシスコ在住のアイランド系アメリカ人弁護士ウェイン・コリンズであった。コリンズ弁護士の長期にわたる粘り強い努力がなかったならば、不忠誠な日系人が市民権を回復することはできなかったであろう。忠誠な日系人が合衆国の扱いの不当性を告発する裁判は全米日系市民協会(JACL)に支持されたが、この市民権回復訴訟はJACLからも支持を拒否された孤立無援の闘いであった。

コリンズ弁護士は集団訴訟ではなく、それぞれの個人が弁護士を依頼して提訴するよう勧めた。しかし、その場合はすべての市民権放棄者が提訴できるとはかぎらず、権利を守ることのできない者が必ず出ると予想されたため、最終的に集団訴訟となったのである。集団訴訟には、裁判費用としてTule Lake Defense Committeeの基金を充当するため、個人が負担する費用は少なく済み、貧しい人でも参加できる、原告の大部分が共通の理由で市民権を放棄したため、まとめて提訴すれば法廷で同じ主張を繰り返す時間の無駄を省くことができるなどの利点があった。

ヨシハルの供述書には次のように書かれている。仮収容所に入れられて間もなく、任意立ち退きでユタ州に住んでいた友人からの情報で、外部では排日の暴力沙汰などさまざまな形で日系人に対する迫害があると知らされ、戦争中は収容所に留まりたいと思った。さらに日本への帰国願いを提出すれば収容所から出されることはないという周囲の人びとの言葉を信じて、収容所から出たくない一心で提出した。帰国願いはいつでも取消すことができるというWRAの係官の言葉は非常に説得力があり、この言葉を信じて日本へ行く気持はなかったが気軽

に帰国申請を出してしまった。忠誠審査にNO—NOと答えたのは、ジェローム収容所などが早期に閉鎖されてしまい、トゥーリレイクのみが隔離収容所として残されるという話を聞き、トゥーリレイクへ行けば戦争中ずっと外部へ出ないでよいと思った。しかし、政府の日系人政策の推移をみると、トゥーリレイクの収容者は全員日本へ送還されるのではないかという不安にもさいなまれ、もしも送還になった場合市民権を放棄して日本国籍を選択しなければ、軍国主義下の日本でどのような待遇を受けるかと恐れ、ついに市民権を放棄してしまった。このような結果に至る過程にはつねに、過激な親日派集団の圧力が存在した⁽¹⁸⁾。

1945年11月13日からはじまったこの訴訟は、さまざまな曲折を経て、1950年代にも続行した。担当のグッドマン判事(Goodman)は戦争勃発以来の日系人の訴訟事件に関わっており、日系人のよき理解者であった。彼によれば、人びとの市民権放棄の理由はおよ次のようであった⁽¹⁹⁾。(1)トゥーリレイクでの過激な親日派集団による脅迫(しかし、彼らの過激な行動も強制収容という異常な状況下に起こったもので、彼らのみが責められるべきではない)(2)収容所から再定住した場合、敵意ある白人から暴力を受けるのではないかという不安(3)一世と二世の親子の場合、敵性外国人である一世の両親から市民である二世の子供たちが分離されて、一世は日本へ送還となるのではないかという不安(4)一世の気持ちとして、自分の子供たちが合衆国軍に徴兵されるのではないかという不安(5)日本への送還を希望する両親から二世の子供への圧力(6)強制立ち退き、家を失なったこと、外部との断絶、人口過密の監視された閉鎖的収容所生活、職業を捨てねばならなかったこと、不十分な施設、退屈で不健康な環境と居住に不適当な気候などに起因する集団のヒステリー状態。

コリンズ弁護士は、トゥーリレイク収容所における放棄者の場合、合衆国政府は親日派の圧力集団の存在を知りながらこの活動を効果的に取り締まることができず、この集団が元来は忠誠であった人びとに圧力をかけて市民権を放棄させたと主張した。すなわち、放棄は自由意志ではなく、脅迫によるものであり、結果として彼らは合衆国政府の誤った収容所監理の犠牲者であると論じた。すなわち脅迫によって提出された放棄申請は無効である。これがコリンズ弁護士の基本的主張であった。

1950年5月になってようやく、899名の二世に対し市

民権回復の判決が下った。これらの二世は放棄した当時、21才にならない未成年であった。この後、残る4,315名の市民権回復は容易ではなかった。サンフランシスコ最高裁判所は各々の放棄者が脅迫によって署名したことを立証しなければならないとの判決を下した。米ソ間の冷戦が進行中の1951年、マッカーシー上院議員（Joseph R. McCarthy）による公的機関からの共産主義者の排除が始まり、合衆国への「忠誠」の問題は国家の安全にかかわることから、司法関係者は神経をとがらせていた。冷戦に加えて朝鮮戦争のさなかでもあった。こうして判決を待つ成人二世たちは、戦後アメリカの「忠誠」ヒステリアの犠牲となって判決はさらに延期された。ヨシハルがついにサンフランシスコの地方裁判所から市民権回復の判決を受けたのは、1958年2月7日であった。放棄申請の日から回復まで実に14年を要したのである。このとき彼にはすでにふたりの娘がいて、家族はロサンゼルス日本人町から少し離れたメキシコ系の人びとが多く住む町 Lansdowne に自分の家を購入していた。彼は働いて預金ができたら、日本で暮らそうと思ったことなど、すっかり忘れていた。娘たちが日系アメリカ人三世として成長していくにつれ、ヨシハル夫妻も完全にアメリカ社会に根を下ろしていた

おわりに

本稿では、一旦は市民権を放棄して日本送還を希望しながら、その決心を翻して合衆国に留まった帰米二世のひとりに焦点を当て、彼らがいかに再定住期を過ぎて、アメリカ社会へ戻って行ったかを考察した。彼らは、ノーノーボーイ、トゥーリレイク帰りなどと呼ばれて、合衆国に忠誠な二世からはつねに白眼視されてきた。1970年代後半からJACLを中心に強制収容の損害賠償運動が高まってくると、彼らの存在が運動を不利に導くとの懸念から、ますます無視されるようになった。彼らもまた、声をあげてみずからの体験を語ろうとはしなかった。

本稿で扱ったディック・カヤは、日本に住む家族の経済的窮乏を救うために帰米し、善良な合衆国市民として労働に従事していた。しかし、合衆国は彼の市民としての権利も職もすべてを奪い、強制収容所に送った。そうした合衆国の扱いへの反発と周囲からの圧力によって、彼は合衆国軍兵士となることを拒否し、市民権を放棄した。しかし戦後、日本送還かアメリカ残留かの選択を迫られると、日本にいる家族の厳しい経済状態を考慮して、

合衆国に留まることを選んだ。彼は人生で重要な選択をするときにはいつでも経済的理由を優先した。そしてWRAの再定住援助計画に依存せず、自力で生活を再建した。収容所を去るときの所持金はわずか160ドルであったが、2年後には717ドルの金を蓄えることができた。彼は強制立ち退き以前と同様、戦後も勤勉で正直な日系人労働者として不断の努力を重ねた。華々しい成功とは無縁であったが犯罪とも無縁で、日系人社会のなかでつましく生きている。ふたりの娘に恵まれ、教育熱心な妻の努力により娘たちは学校で優秀な成績をおさめ、それぞれ高等教育を受けてアメリカ市民として成長していった。ヨシハルは成功を日本古来の儒教道徳である親孝行に代えた。彼の成功は、広島県に住む両親への孝行を意味したのである。戦前、戦後を通じて彼はあらゆる面で親への経済援助を続けた。

1983年6月16日、合衆国議会によって設立された「戦時民間人再定住・抑留に関する委員会」は強制収容に対する国家の謝罪として5項目の救済勧告をおこなった。そのなかには、大統領行政命令第9066号によって強制立ち退きを余儀なくされ、まだ生存している約6万の日系人へのひとり当たり2万ドルの補償金支払いという勧告も含まれていた。議会はこれに基づき1989年から高齢者を優先して補償金の支払いをおこない、ヨシハルも1990年の夏にこれを受取った。彼は言う。「アメリカに残っていてよかった。広島県にいる私の友人たちのなかには一生まじめに働き続けても自分の家も持てなかった者もいる。私の勤勉な労働は実を結んで、今では何の心配もなく老後を楽しんでいる。アメリカは政策の誤りに気づき、それを謝罪した。一時はアメリカのひどい扱いに怒り不忠誠を表明したが、今でははっきりと合衆国に忠誠だと言することができる。日本は戦時に強制連行した韓国、朝鮮、中国人への賠償も認めないではないか。それに比べればアメリカはまだ、民主主義がある程度正常に機能している国といえるだろう。」

しかし、現在の平穏な生活が築かれるあいだには、放棄した市民権回復のための14年間にわたる闘いがあった。そしてこの期間、合衆国に忠誠であった二世からの非難に耐え、日系人社会でひっそりと暮らさねばならなかった。すべての日系人を忠誠、不忠誠に分類するという合衆国の誤った政策により、日系人社会は分断されてしまったのである。その後遺症は依然として日系社会に根深く残っている。市民権回復後もヨシハルから不忠誠とい

う烙印が消えることはなかった。ヨシハルに代表される善良な婦米二世の大部分は、隔離収容所から解放後、このケーススタディにみるような再定住期を送った。皮肉なことにJACL会員をはじめ忠誠な人びとの業績によって社会全体の日系人に対する感情も好転していった。ゼロから出発したヨシハルの生活再建の努力が報われたのは、アメリカ社会の変化に負うところが大きかったといえよう。

謝 辞

この小論作成にあたり、貴重な日記、手紙および書類を公開して下さいましたディック・ヨシハル・カヤ様、収容所生活についてお話し下さった田村秀一様に御礼申し上げます。

註

- (1) このうち、一世1,659名、一世の両親とともに帰国した幼児の二世1,949名、成人の二世は主として婦米二世で、1,116名であった。
- (2) この大部分は婦米二世であった。1940年の調査によれば、全米で約7万人の二世のうち11.5%にあたる約9,000人が婦米二世であった。
- (3) 5,589名の放棄者のうち5,409名が回復を要求し、最終的に4,978名が市民権を回復した。347名がなんらかの理由で回復を拒否された。
- (4) Daniel K. Inouye & Lawrence Elliot. *Journey to Washington*. (N. J., Prentice Hall Inc., 1967)
- (5) カール・G・ヨネダ。『マンザナー強制収容所日記』(東京：PMC出版、1988年)
- (6) 田村秀一。『檻の中の日米戦争』(東京：航空新聞社、1984年)
- (7) 忠誠審査の質問27, 28のいずれにも否定の答えをして、合衆国に不忠誠を表明した者をこのように呼んだ。
- (8) 長男は小学校高等科を卒業して婦米していた。
- (9) ブランケは毛布のことで、寝具の毛布1枚を肩に各地を渡り歩く労働者を指す。
- (10) 児玉正昭。「人口の流動と海外への移民」『広島県史』近代2 Ⅲ七, pp. 648-651.
- (11) LA地区の二世の庭師のうち半数以上が少なくとも3年間日本で教育を受けている婦米二世であった。
- (12) 白井 昇。『カリフォルニア日系人強制収容所』。

(東京：河出書房新社、1981年) pp. 196-197.

- (13) 西部防衛司令部のドワイト中將は強制立ち退きに先立って、軍事地区からの自由立ち退きを許可したため、約5,000名ほどの日系人がおもにユタ、コロラド両州へ移住した。
- (14) 『羅府新報』、1946年2月20日付第2面、ロミタ川柳欄。
- (15) 1倭という表示の内容は不明。ほぼ日本の1倭分に当たる重量をこのように表現していたと思われる。
- (16) LA郡ソーテル(Sawtell)地方の日系人177名の平均月収は219ドルであった。
- (17) 『加州毎日』、1947年10月1日付第2面、北米短歌。
- (18) 裁判所に提出したヨシハル・カヤの供述書。
- (19) コリンズ弁護士よりカヤ宛ての書簡、1954年2月23日付。

参 考 文 献

- Bosworth, Allan R. *America's Concentration Camps*. New York: W. W. Norton Co., 1967.
- Broom, Leonard & Riemer, Ruth. *Removal and Return*. Berkeley, Los Angeles & London: University of California Press, 1973. (Reprint of the 1949 ed.)
- Christgau, John. *Enemies World War II Alien Internment*. Iowa State University Press, 1985.
- Collins, Donald E. *Native American Aliens*. West Port & London: Greenwood Press, 1985.
- Commission on Wartime Relocation of Civilians. *Personal Justice Denied*. Washington DC: Government Printing Office, 1982.
- Daniels, Roger. *Concentration Camps: North America*. Malabar, Florida: Robert E. Krieger Publishing Co., 1981.
- . *The Decision to Relocate the Japanese Americans*. Malabar, Florida: Robert E. Krieger Publishing Co., 1986.
- Drinnon, Richard. *Keeper of Concentration Camps*. Berkeley, Los Angeles, London: University of California Press, 1987.

- Miyakawa, Edward. *Tule Lake*. Waldport: House By The Sea Publishing Co., 1979.
- United States Department of Interior. *People in Motion*. Washington DC: U. S Government Printing Office, 1948.
- War Relocation Authority. *WRA A Story of Human Conservation*. New York: AMS Press, 1975. (Reprint of the 1946 ed.)
- Kaya, Dick Yoshiharu. *Papers and Letters*. (His private property)
- 在米日本人会編. 『在米日本人史』. 東京: PMC 出版社, 1984年. (サンフランシスコ: 在米日本人会 1940年の復刻版)
- 白井 昇. 『カリフォルニア日系人強制収容所』. 東京: 河出書房新社, 1981年.
- 田村秀一. 『檻の中の日米戦争』. 東京: 航空新聞社, 1984年.
- 土屋ふで, 岡田滋雄編. 『アメリカ百年桜』. 東京: 岡田滋雄, 1981年. (私家版)
- 日米時事編. 『帰還復興史』. サンフランシスコ: 日米時事社. 1949年.
- ヨシハル・D・カヤ. 「日記 1943年1月—1948年8月」
(個人所有の日記)
- 新聞:
Namekawa, Iwao et al ed. *The Newell Star*
(Official Publication of Tule Lake Relocation Center)
『加州毎日』 ロサンジェルス: 加州毎日新聞社
『羅府新報』 ロサンジェルス: 羅府新報社
藤井周而編. 『同胞』 ロサンジェルス: 同胞社
(同紙1937年—42年の復刻版, 東京: 御茶の水書房, 1988年)
- Interviews:
Yoshiharu, D. Kaya. Interviews with the author at Mr. Kaya's residence in Los Angeles, August 27, 1987, March 20-23, 1990.
Hidekazu, Tamura. Interview with the author in Tokyo, May 26, 1990.

Summary

In May, 1942, Dick Yoshiharu Kaya, a young Japanese American gardener, was evacuated from his residence in Pasadena, Ca., under the Executive Order No. 9066. He was a Kibei, a native-born American educated in Japan. He was forcibly taken to Tulare Assembly Center and then to Gila River Relocation Center which was surrounded by barbed wire fences. There he was required to answer the questionnaire War Relocation Authority offered. It was so called loyalty question and it divided the people in the Center into two groups: the "loyals" and the "disloyals." He became disloyal because he was subjected to loss of everything that went with life in normal American communities. He was transferred to the Tule Lake Segregation Center and interned there until the spring of 1946. At Tule Lake he renounced his U.S. citizenship.

Dick Y. Kaya was one of the 2,522 Kibei who had once renounced his U.S. citizenship but kept staying in the U.S. without going to Japan. When he was finally released from the Center, he went to Salt Lake City and experienced various hardships with his wife. His property was only \$160 when he began working as a dish washer at Hotel Utah. His wife had a daughter born dead because of her mental and physical fatigue. In the spring of 1947, he finally returned to Los Angeles County. After he worked on a flower grower's farm for a while, he started a business as a contract gardener as he had been before the war.

The mass suits for the cancellation of renunciation of citizenship and the forced removal to Japan remained in courts for a long time. The key figure of the suits was Wayne M. Collins, an Irish American lawyer. Collins believed Nisei (the second generation of the Japanese immigrant) fell into Roosevelt administration's trap when they renounced their citizenship. Without this lawyer, Dick and other disloyals could not have got their citizenship again. It was fourteen years before Dick finally got his U.S. citizenship back, while he could rebuild his life with his wife and two daughters.

He has been branded as a "No-No Boy" or the "disloyal" and ignored in the history of the Japanese Americans. But it is Dick and the other Kibei who were the victims of the U.S. wartime mistake.